

【議題 1】

議題 1 令和 7 年度決算見込み及び国保財政健全化に向けての取り組み状況について

それでは、資料 1、A3 サイズの資料となっております。こちらの左側をご覧ください。令和 6 年度決算と令和 7 年度決算見込の歳入額の比較となっております。では、主なものについてご説明いたします。

まず、国民健康保険料の合計でございますが、令和 7 年度決算見込額が約 10 億 832 万円、令和 6 年度と比較しますと、約 3,917 万円、率にして 3.5% の減少となっております。これは、令和 7 年度は、令和 6 年度より保険料率が下がったこと、被保険者数が減少したことが主な要因であると考えております。

次に、国庫支出金の合計でございますが、令和 6 年度と 7 年度を比較しますと、約 360 万円の増額となっております。これは、

- ①社会保障・税番号制度システム整備費補助金について、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に関するシステム改修分がなくなり、周知・広報に係る費用のみとなったため約 271 万円減額となったこと、
- ②令和 8 年度からの子ども子育て支援納付金制度に対応するため、システム改修に係る補助金が新たに交付されたことにより、約 631 万円増額となったこと

によるものです。

次に、府支出金の合計でございますが、令和 7 年度は約 39 億 4,241 万円で、令和 6 年度と比較し、約 1 億 514 万円、率にして 2.6% の減少となっております。

主な内訳でございますが、保険給付費等交付金（普通交付金）に関しては、被保険者数の減少による保険給付費の減によるものです。

次に、保険給付費等交付金（特別交付金）におきましては、

- ①R6年度の産前産後保険料免除に係るシステム改修に係る交付金がなくなったこと、
- ②R6年度までは、離職者減免について、市の予算に計上していましたが、R7年度より大阪府の予算に計上するようになったため、離職者減免に係る交付金分が減となったこと
- ③被保険者数が1万人を下回ったことで、交付金の上限が下がったこと等が減少の要因となっております。

次に、繰入金でございますが、保険基盤安定、未就学児均等割保険料、職員給与、出産育児一時金、財政安定化支援事業、産前産後保険料繰入金につきましては、法律に定めのあるもので、市の一般会計から国民健康保険特別

会計へ繰り入れしなければならないものであります。繰入金全体としましては、令和 6 年度と比較し、約 6,924 万円の減少となっております。

主な減少要因でございますが、財政安定化支援事業繰入金において、被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、高齢者の割合が減少したこと、

保険基盤安定繰入金において、保険料の軽減世帯と軽減額が減少したことが要因と考えております。

次に、諸収入でございますが、令和 7 年度の決算見込み額は約 1,412 万円となり、令和 6 年度と比較し、約 1,005 万円の増加となっております。これは、交通事故などに起因して医療機関に受診した場合の医療費について、第三者（加害者）からの納付金の徴収分や、国民健康保険の資格喪失後に受診された被保険者から医療費の返還を求める受診返納金の徴収分が増加したことによるものです。

結果、令和 7 年度の単年度収入は 55 億 8,483 万 7,346 円となり、令和 6 年度と比較し、約 1 億 9,987 万円、率にして 3.5%の減少となっております。

なお、令和 7 年度は 4,754 万 5,099 円を繰越金として計上しており、歳入合計といたしましては、56 億 3,238 万 2,445 円となっております。

続いて、右側の歳出額比較をご覧ください。

まず、保険給付費でございますが、令和 7 年度の合計額は約 38 億 3,708 万円となり、令和 6 年度と比較し、約 6,589 万円、率にして 1.7%の減少となっております。

これは、被保険者数の減少が主な要因であると考えております。被保険者 1 人あたりの保険給付費は、高齢化や医療の高度化により全国的に上昇傾向にあり、本市におきましても同様ではございますが、決算額としては、減少しております。

次に、国民健康保険事業費納付金でございますが、これは大阪府が定める標準保険料率を参考にして、賦課・徴収した保険料や繰入金等を大阪府に納付するもので、令和 7 年度の合計額は約 15 億 586 万円となっており、令和 6 年度と比較し約 2 億 714 万円、率にして 12.1%の減少となっております。

次に、保健事業費でございますが、令和 7 年度の合計額は約 6,538 万円となっており、令和 6 年度と比較し約 675 万円、率にして 9.4%の減少となりました。これは、先ほど説明いたしました被保険者数が 1 万人を下回ったことにより、交付金の上限が下がることや、後程説明いたします令和 6 年度に導入した健康アプリにおきまして、国民健康保険被保険者から 19 歳以上の市民を対象を拡大したことを考慮し、健康アプリに関する費用を一般会計および介護保険特別会計と案分することで、国民健康保険特別会計から持ち出

す費用を抑えたことによるものです。

次に保険給付費等交付金償還金でございますが、約 1,329 万円増額となっております。これは、令和 4 年度の特別調整交付金におきまして 947 万円過大交付が判明したこと、また、前年度ヘルスアップ交付金並びに特定健康診査負担金において計 382 万円の精算金を支払ったことによります。

結果、③の小計のとおり、令和 7 年度の単年度支出は、55 億 4,795 万 3,694 円となり、公債費を含めた令和 7 年度歳出総額は 55 億 9,588 万 9,203 円となっております。

次に、一番下の歳入歳出総額の比較をご覧ください。

令和 7 年度の単年度収支差引額は 3,688 万 3,652 円となっており、2 年ぶりの単年度黒字となっております。

なお、収支差引額は 3,649 万 3,242 円で、こちらが令和 8 年度への繰越金となります。

財政安定化基金貸付金の借入残額 1,245 万 4,901 円につきましては、令和 8 年度に 445 万 4,901 円、令和 9 年度、令和 10 年度にそれぞれ 400 万円ずつ、3 か年かけて償還する計画となっております。

しかしながら、令和 6 年度の赤字が市町村に責のない赤字と認められ、大阪府から 3,545 万 8 千円の特別交付金が交付されることとなりましたので、令和 8 年度中に 1,245 万 4,901 円を一括返済する計画に変更するよう大阪府より連絡がありました。当初、令和 8 年度は約 445 万円の返済予定でしたので、不足する約 800 万円については、次の市議会で補正予算を計上予定でございます。

以上が資料 1 の説明となります。

続きまして、資料 2 の令和 7 年度高石市国民健康保険財政健全化に向けての取り組み状況について、ご説明いたします。

2 ページをご覧ください。被保険者数の推移と被保険者数に占める 65 歳以上の割合の推移をグラフにしています。

被保険者数の推移につきましては、青色の棒グラフになりますが、令和 6 年度末 9,615 人に対し、令和 7 年度末で 9,273 人となっております。平成 28 年 10 月、令和 4 年 10 月に続いて令和 6 年 10 月にも社会保険の適用がさらに拡大されたことなどにより、被保険者数は 1 万人を割り込み、さらに減少が続いております。

次に、65 歳以上の被保険者加入割合につきましては、折れ線グラフになりますが、令和 2 年度の 44.53% をピークに、減少しております。これは団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者へ移行したことによるものと考えられます。

次に、3ページをご覧ください。保険給付費全体と1人あたり保険給付費の推移をグラフにしております。

保険給付費全体については、棒グラフのとおり、被保険者数の減少に伴い、減少傾向となっております。総額は、令和6年度 39 億 297 万 5 千円から令和7年度 38 億 3,708 万 2 千円と前年度比 1.7%の減となっております。

一方、1人あたり保険給付費につきましては、折れ線グラフで示しております、全国的に医療の高度化を要因として年々上昇する傾向にあり、本市におきましても、令和6年度 40 万 5,926 円から、令和7年度 41 万 3,791 円と前年度費比 1.9%の増加となっております。

なお、月別の保険給付費の推移につきましては、4 ページのとおりとなっております。

以上、被保険者数と保険給付費の推移につきまして、次の5ページに内容をまとめて掲載しております。

次に、6ページをご覧ください。本市における1人あたり医療費の推移をグラフにしております。令和7年度は、入院は微減、入院外・歯科・調剤は増加となっております。なお、参考資料として、13 ページ以降に令和7年度の医療費の3要素分析とその結果を掲載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

続いて7ページ、国保財政健全化に向けた取り組み内容と目標・実績の表となります。

財政健全化の取り組みの1つ目は収納対策です。平成25年度より保険料の納付方法について、口座振替を原則とし、窓口業務や電話勧奨により口座振替を推進し、当該年度分の収納率向上を図ってまいりました。また、過去の未納保険料に対して、督促状及び催告状の発送を全世帯対象に実施しております。更に、多額の未納がある方や長期間にわたり未納が続く世帯に対しましては、財産調査を実施し、財産が判明した者に対しては差押等の手続きを行い、財産がなく生活が困窮している世帯等に対しては、現状を把握したうえで執行停止等の処分の検討を行っております。この他にもコールセンターの設置により、未納者への電話勧奨やSMS（ショートメッセージサービス）を利用した納付勧奨の案内などの取り組みを行ないましたが、結果として令和7年度現年分収納率は、前年度比 0.24%下落の 93.50%となりました。滞納分収納率については、令和7年4月から預貯金電子照会システムの導入により、調査の効率化が図れたことや、職員の電話による納付勧奨の強

化、窓口での地道な納付交渉により、滞納分収納率は0.81%上昇の7.89%、滞納処分額は328万1千円増の520万2千円となっております。今後も引き続き滞納処分や電話勧奨及び催告等などの納付勧奨の案内強化に努めます。

2つ目は特定健診受診率の向上でして、未受診者への受診勧奨を実施しております。令和7年度におきましては、11月と3月に企業等と連携し、健康教育を併設したイベント型健診「TAKAISHI 健診 JAM」を実施いたしました。なお、令和7年度の暫定受診率は33.9%となっております。

3つ目は医療費適正化の取り組みとしまして、レセプト点検の強化を図っております。また、8ページのとおり、保健事業の中でも特に重症化予防、ICTの活用による効果的かつ効率的な健康情報発信に重点を置き、それまで対象者を国民健康保険被保険者としていた健康アプリについて、令和7年度に19歳以上の市民に拡大いたしました。また、令和8年度からは、毎食の写真をアップロードすることで、AIが内容を解析して、カロリーや栄養素などを確認することができるようになる、食事管理機能を新たに搭載いたしております。

これら国保財政健全化の取り組みに対する、国・府の交付金における評価の推移を表わしたものが9ページの表になります。

国の交付金について、令和7年度におきましては評価点数447点となり、府内順位は7位から28位に下がり、交付金額は1,968万9千円となり、前年度と比較し、減額となっております。大阪府による分析では、特定健診の受診率、保険料の収納率が全国的に見て低い状況であり、得点が獲得できていない状況であることから、今後も国の評価基準を念頭に置いた事業の取組を進め、確実な交付金の確保に努めてまいります。

なお、府の交付金については、令和5年度で終了となっております。

10ページは、償還計画の変更についてです。先ほどの決算見込みのご説明の際にお話させていただいた内容と重複するところもありますが、令和6年度に大阪府より財政安定化基金貸付金を6,000万円借入し、令和7年度に繰越額の全額を返還しました。借入残額である1,245万5千円については、令和8年度から3年間で償還する計画でしたが、このたび、大阪府と市町村の会議の中で、令和6年度の赤字について、市町村に帰責事由のない赤字と認められ、特別交付金が交付されることとなりました。これを受け、大阪府から令和8年度中に借入残額を返還するよう計画の変更を求められましたので、償還計画を変更し、今年度中に借入金を全額返済いたします。

11ページをご覧ください。「今後の課題」についてですが、歳入の財源が限られるなか、いかに単年度黒字を確保するかが重要と考えます。このグラフは、今後の単年度収支と純資産（実質収支）の見込みを表したグラフです。線グラフは単年度収支額を示しております。なお、令和8年度以降は見込額

としております。また、灰色の棒グラフは財政安定化基金借入額を、オレンジ色は純資産(実質収支)を示しており、令和7年度時点では、借入金は1245万5千円ありますが、3,688万4千円の単年度黒字により純資産は2,403万8千円となっております。

直近の単年度収支の推移から、大きな黒字は望めませんが、今後も単年度黒字3,000万円確保を見込み、剰余金として純資産の増加を目指します。純資産が増えれば、国保財政安定化のための基金創設や保健事業のさらなる充実に充てていきたいと考えております。

最後に12ページをご覧ください。単年度黒字の確保のためには、特にこのページに記載の①特定健診・がん検診の受診率向上、②保険料収納率の向上について重点的に取り組むことが必要不可欠です。

まず、特定健診・がん検診の受診率向上につきましては、病気の早期発見・早期治療を図る取組や、重症化予防の取組を継続・強化することで、市民の健康意識向上を図り、医療費の抑制へと繋がります。また、府全体で取り組むことにより、将来の保険料の抑制へとつながり、ひいては被保険者の負担軽減へと繋がります。

次に、保険料収納率の向上につきましては、被保険者の公平、公正な負担を図るため、保険料の徴収強化に取り組むことで保険料収入を確保します。

この2点の取組の成果を上げることで、国の交付金の評価点数加点による交付金の獲得へと繋がります。今後も、国保財政の安定的な運営のために努めてまいります。

資料2 財政健全化に向けての取り組み状況につきましては、以上でございます。